

# 「東大通みちばたりビング 2024 秋」道路空間利活用に関する実施要領

## 1. 目的

新潟市の都心軸である東大通において、居心地がよく歩きたくなる空間づくりを推進し、新たな魅力や価値が創造される「人中心のまち」の形成に寄与することを目的として、「東大通みちばたりビング 2024 秋」道路空間利活用に関する実施要領（以下「本要領」という。）を定める。

## 2. 利活用範囲

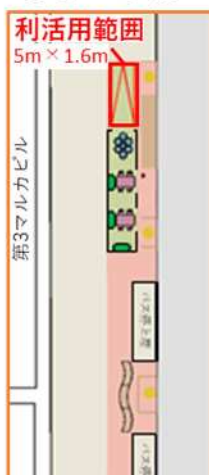
利活用範囲は、以下①～③の3箇所とする。（新潟市中央区東大通1丁目地内）

- ① 新潟駅前ストリートテラス前（以下「テラス前」という。）
- ② INPEX 新潟ビルディング前（以下「INPEX 前」という。）
- ③ 第3マルカビル前（以下「寧々家前」という。）

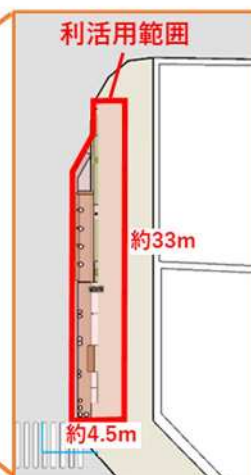
### ②INPEX前



### ③寧々家前



### ①テラス前



### 3. 利活用内容

(1) 利活用内容は、以下の各号を満たすものとする

- ①公の場（公共空間）にふさわしいものであること。
- ②東大通周辺的环境と調和を図りながら実施されるものであること。

(2) 前項を満たし、利活用として実施できる内容は以下のとおりとする。

- ①飲食物の販売・提供
- ②物品の販売・提供
- ③商品・サービス等のプロモーション
- ④その他、新潟市及び東大通実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認めるもの

### 4. 募集内容

募集内容は以下のとおりとする。

(1) 利活用期間

令和6年9月14日から令和6年10月14日まで

(2) 利活用可能な曜日・時間帯

利活用範囲	利活用可能な曜日	時間帯
① テラス前	金・土・日・祝日 ※9/28・29を除く	11:00～21:00
② INPEX 前	月～金 ※祝日を除く	11:00～14:00
③ 寧々家前	月～木 ※祝日を除く	11:00～14:00
	金・土・日・祝日	11:00～21:00

※上記日時範囲内において、希望する日・時間帯での出店申請を可能とする。

（1日だけ又は1時間だけの出店申請も可能。）

(3) 優先承認基準

多数の申請があった場合、以下の事項に適合する申請を優先的に承認するものとする。

利活用範囲	利活用日時	優先承認基準
①テラス前	金 11:00～21:00	○特になし
	土・日・祝日 ※9/28・29を除く 11:00～21:00	○期間ごとのイベントテーマに沿った利活用内容 【9/14～16】 コーヒー・お茶・軽食・スイーツ等の飲食系 （「東大通ストリートカフェ」開催予定） 【9/21～22】 17:00以降の飲食や物品販売 （「東大通みちばた夜市」開催予定） 【9/23】 路上パフォーマンス系 （ストリートピアノ設置・ライブペイント実施予定） 【10/5～10/6】 特になし（イベント企画未定） 【10/12～14】 古着・古本・雑貨等の販売 （ヴィンテージ&クラフトフェア開催予定） ※開催予定のイベントは、申請状況等により変更となる場合あり。

②INPEX 前	月～木 ※祝日を除く 11:00～14:00	○ランチメニューを提供する事業者 ○利活用期間内において継続的に出店できる事業者 (「毎週火曜日に出店」など)
③寧々家前	全曜日 11:00～14:00	○ランチメニューを提供する事業者 ○利活用期間内において継続的に出店できる事業者
	金・土・日・祝日 14:00～21:00	○特になし

(4) 利活用料金  
無料

#### 4. 利活用者

利活用が可能な者（以下「利活用者」という。）は、以下の各号の者とする。

- (1) 新潟市内外の企業や団体。（法人格の有無は問わない。）
- (2) その他、新潟市及び実行委員会が認める者。

#### 5. 禁止行為

利活用者は、以下の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 道路法第43条に基づく禁止行為。
- (2) 公の秩序又は善良なる風俗を害するおそれがあること。
- (3) 集団的・常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になること。
- (4) 特定の思想、政治的信条、宗教の普及を目的とする行為及び特定の政治団体、宗教団体等の利益となること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に定める営業及びこれに類すること。
- (6) 来街者の迷惑となる署名、勧誘、キャッチセールス等を行うこと。
- (7) 道路空間の管理に支障を及ぼすおそれがあること。
- (8) 利活用後の原状回復が困難であること。
- (9) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品、動物等を携行すること。
- (10) 異常な騒音、臭気等の発生、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすこと。
- (11) 喫煙または喫煙行為の提供をすること。
- (12) 上記に掲げるもののほか、新潟市及び実行委員会が不相当と認めること。

#### 6. 利活用者の責務

利活用者は、関係法令等の他に以下の各号を遵守し、安全な利活用に努めなければならない。

- (1) 道路空間利活用及びそれに関連した搬入出を含む設営又は撤去作業で使用する日（以下「使用日」という。）において、発生した事故については、利活用者のみならず、その関係者や来街者の行為であっても、その責任を利活用者が負うため、安全管理や事故防止には万全を期すこと。
- (2) 使用日において、利活用者の責任者は現場に常駐し、周囲の安全確保に努め、新潟市及び実

行委員会の担当者と相互に連絡がとれる状態を保つこと。

- (3) 搬入出に関する時間及び経路については、他の道路利用者や近隣施設等の関係者間で事前に確認の上、来街者等に危害を与えないよう、利活用者の責任において注意して作業をすること。
- (4) 原則として、十分な歩行空間（4メートル以上）を連続して確保し、来街者等の安全で快適かつ自由な通行を阻害しないこと。
- (5) 道路空間利活用中、来場客等の観覧や滞留により、道路の安全で快適かつ自由な通行を阻害しないよう、関係者は会場整理を行うこと。
- (6) 搬入出における養生については、利活用者の責任において適切に行うこと。道路空間内の施設及び付帯設備等を汚損、破損するおそれのある場合についても同様とし、十分に留意して行うこと。
- (7) 造作物、看板等の設置に当たっては強風に耐えられるように安全に設置すること。適切に養生し、状況に応じた対応をとること。
- (8) 飲食物や物品の販売・提供は、申請した目的や内容に合致するものとし、新潟市及び実行委員会が認めたものみに限ること。
- (9) 保健所や消防局等をはじめとした関係諸官庁への各手続きを行い、その指導に従った道路空間利活用を行うこと。
- (10) 使用範囲はすべて屋外空間となっているため、道路空間利活用の遂行については天候の影響を多大に受ける旨を了承すること。
- (11) 近隣施設等の迷惑となる音出しはしないこと。また、近隣施設等より苦情等が出た場合、道路空間利活用の中止を要請することがある旨を了承すること。
- (12) チラシの配布やのぼり旗の掲出等の広報活動を行う場合は、使用範囲以外では行わないこと。
- (13) 使用日内に出たゴミ等は利活用者が責任を持って持ち帰ること。近隣施設内のゴミ箱等に投棄する行為はしないこと。
- (14) 使用範囲内は、常時清潔で安全な状態を保ち、できるだけ開放的な設えにすること。
- (15) 道路空間利活用に伴うテーブル、チェア等（以下「工作物や備品等」という。）は、常時安全で、清潔な状態を保つこととし、安全面に配慮し、来街者等の通行動線を確保するように設置すること。
- (16) 工作物や備品等は、緊急時に備え、速やかに撤去できる体制を整えること。また、緊急工事等により、新潟市から撤去の要請がある場合は協力すること。
- (17) 工作物や備品等は、原則として、使用日各日の使用時間終了時に、利活用者が責任をもって撤去すること。ただし、新潟市及び実行委員会が認めるものはこの限りではない。
- (18) 利活用終了後は、利活用範囲について原状復帰すること。
- (19) 商品等の販売を行う場合は、利活用終了後に、新潟市へ売上額を報告すること。

## 7. 申請手続き

利活用者は、道路空間利活用にあたり必要な申請等の手続きについて、所定の期限までに行うこと。

○申請受付期間；令和6年8月6日から令和6年8月19日まで

○申請先：〒951-8554 新潟市中央区古町7番町1010番地 古町ルフル5階  
新潟市 都市政策部  
E-mail：niigata2km@city.niigata.lg.jp  
電話：025-226-2711

○申請の流れ

(1) 事前相談（申請者→新潟市）

電話またはメールで以下の事項を伝え、空き状況の確認・仮予約を行うこと。

- ・利活用目的及び概要
- ・利活用日時
- ・担当者名・連絡先

(2) 申請書の提出（申請者→新潟市）

以下の資料を新潟市へ提出すること。

- ・東大通みちばたりビング2024秋 道路空間利活用申請書（様式1）
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式2）

(3) 申請内容の審査・承認（新潟市→申請者）

申請内容を審査し、利活用が認められる場合は以下の資料を申請者へ送付する。

- ・東大通みちばたりビング2024秋 道路空間利活用承認書

(4) 実施

新潟市及び実行委員会の指示に従い、承認された内容で利活用すること。

(5) 実施報告（申請者→新潟市）

原則として利活用実施後1か月以内に、以下の資料を新潟市へ提出すること。

- ・東大通みちばたりビング2024秋 道路空間利活用報告書（様式3）

## 8. 利活用のキャンセル

利活用者は、道路空間利活用をキャンセルする場合には、その旨を新潟市に伝達することによって、キャンセルをできるものとする。

## 9. 遵守義務

利活用者は、以下の各号に規定する者に対し、本要領に定める事項を遵守させなければならない。

- (1) 利活用者である団体の構成員。
- (2) 利活用者が実施する道路空間利活用の関係者（委託業者等を含む）。

## 10. 違反に対する処置

以下の各号に規定する項目に該当する場合には、違反行為とみなし、道路空間利活用を中止とする。また、違反者がその者の負担において義務の履行、原状回復等を行うものとする。

- (1) 本要領に従わない場合。
- (2) 新潟市及び実行委員会の指導に従わない場合

- (3) 関係諸官庁の指導に従わない場合。
- (4) 申請書類の記載に偽りがあった場合、もしくはその記載と当日の内容が大きく異なる場合。
- (5) 安全上の支障があると認められた場合。

#### 1 1. その他

利活用者は、関係法令等を順守し、使用日内における工作物や備品等の管理、来街者等の整理・案内、盗難、火災、事故等の防止、急病・けが人発生時の対応等については、利活用者の責任と負担において必要な対策を講じるものとする。

その他、本要領の内容に疑義が生じた場合又は本要領に定めのない事項が生じた場合には、新潟市及び実行委員会と利活用者が協議して誠意をもって対応するものとする。

## 東大通みちばたりビング 2024 秋 道路空間利活用申請書

(宛 先) 新潟市長

提出日 令和 年 月 日

## &lt;申請概要&gt;

申請者	所在地	
	法人・団体名	
	担当者名	
	電話	
	E-mail	
利活用内容	名称	
	目的	
	主な実施内容	
	使用日時	令和 年 月 日 ( ) : から 令和 年 月 日 ( ) : まで ※設営・撤去に係る時間を除いた出店時間をご記入ください。 (設営・撤去は出店時間の前後 1 時間以内を原則とします)
使用箇所	※①テラス前 ②INPEX 前 ③寧々家前のいずれかを記入し、①テラス前の場合 は使用する区画のサイズも記入してください。(例: 3 m × 4 m)	
現場責任者	※申請担当者と異なる場合は、団体名・担当者名・連絡先をご記入ください。	

## &lt;設置物及び販売物品等について&gt;

No.	名称等	規格 (サイズ等)	数量	備考
1				
2				
3				
4				
5				

※必要に応じて行を追加してください。

## &lt;道路空間利活用に関する誓約について&gt;

私 (当法人・当団体) は、「東大通みちばたりビング 2024 秋」道路空間利活用に関する実施要領の内容を正しく理解したうえで、遵守することを誓約します。

上記の内容に同意します。

## 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、「東大通みちばたりビング 2024 秋」道路空間利活用の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
  
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

令和 6 年 月 日

(宛先) 新潟市長

〔法人、団体にあつては所在地〕  
住 所

\_\_\_\_\_  
〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕  
(ふりがな)  
氏 名  
\_\_\_\_\_



## 名簿（役員等一覧表）

### 【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役職	氏名	カナ	生年月日	住所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11年 11月 11日 H	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	
			T S 年 月 日 H	

- \* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。
- \* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

## 東大通みちばたりビング 2024 秋 道路空間利活用報告書

(宛 先) 新潟市長

提出日 令和 年 月 日

## &lt; 報告概要 &gt;

申請者	所在地	
	法人・団体名	
	担当者名	
	電話	
	E-mail	
実施内容	名称	
	主な実施内容	
	実施日時	令和 年 月 日 ( ) : から 令和 年 月 日 ( ) : まで
	来客者数	※出店日ごとの来客者数を記入してください。(例: 9/14 ; 50 人、9/15 ; 40 人)
	販売物の売上額 (該当時のみ)	※出店日ごとの売上額を記入してください。

## &lt; 実施の様子 &gt;

実施の様子	※来場者の反応や商品・サービスの売れ行き等について、ご記入ください。
当日の写真	※当日の様子が分かる写真を別途、添付してください。

